

説 明 書

岡本台病院人事給与システム導入業務(以下「業務」という。)に係る技術提案書等の提出等に関しては、下記のとおりとする。

記

1 技術提案の対象とする業務の内容

(1) 業務名 岡本台病院人事給与システム導入業務

(2) 業務内容

栃木県では岡本台病院について、令和4(2022)年4月に一般地方独立行政法人への移行を予定している。

岡本台病においては、地方独立行政法人化に伴い、独自で人事情報管理事務、給与支給事務等の管理運営を行うため、人事給与システムを構築する。

(3) 業務の履行期間

契約締結の日から令和4(2022)年3月31日まで

(4) 業務の概要及び要件

別添「岡本台病院人事給与システム導入業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(5) 構築業務に要する経費の上限額

62, 810, 330円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 技術提案書等の提出に係る手続

(1) 実施要領等の交付

ア 交付期間

令和3(2021)年3月30日から令和3(2021)年4月13日(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで(12時から13時を除く。)

イ 交付場所

下記(3)ウの担当所属で交付するほか、栃木県ホームページ(産業・しごと一入札・公売)からダウンロードできる。

※URL (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(2) 質疑・回答

技術提案に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間

公募開始日から令和3(2021)年4月13日(火) 17時必着

イ 質疑方法

電子メールにより、岡本台病院総務課 okamotodai@pref.tochigi.lg.jp に提出すること。

ウ 回答期日

令和3(2021)年4月20日(火)

エ 回答方法

回答は栃木県ホームページ(産業・しごと一入札・公売)に掲載する。

(3) 参加表明書の提出

技術提案への参加を希望する者は、下記のエの書類を提出すること。

ア 提出方法

持参(平日の9時～17時まで)又は郵送(書留郵便に限る)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和3(2021)年5月7日(金)17時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

イ 提出期限

令和3(2021)年4月26日(月) 17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

ウ 提出場所

〒329-1104 栃木県宇都宮市下岡本町2162

栃木県立岡本台病院総務課

電話 028-673-2298 FAX 028-673-2214

エ 提出書類

参加表明書(別記様式2)

確認書(別記様式3)

会社概要書(別記様式4)

会社概要資料(パンフレット等既存資料)1部

(4) 技術提案書の作成

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～イに基づいて技術提案書を作成すること。

ア 技術提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに織り込むこと。枚数は30枚程度とし、カラー印刷とすること。

イ 技術提案書の様式は任意であるが、次の項目に準拠して作成すること。

(ア) 企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ) 導入するシステムの内容

- ・システムの概要、構成
- ・システムの操作性
- ・機能・非機能要件の対応状況

(ウ) システム導入作業に係る要件

- ・実施計画、実施スケジュール
- ・プロジェクト管理手法
- ・環境構築、運用設計
- ・データ移行

(エ) システム管理運用に係る要件

- ・連絡体制、受付方針
- ・障害対応方針

(オ) セキュリティ、システム保守

- ・情報セキュリティ対策の内容
- ・システム保守の体制、内容

(カ) 仕様書に対する提案

- ・仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば提案し、記載すること。
- ・仕様書の要件を満たしたうえで、より良い提案がある場合は、記載すること。
- ・仕様書に記載している項目以外に、システム及び帳票等作成支援に関する特徴等のアピールする点があれば、記載すること。

(キ) 業務実績

- ・都道府県等への人事給与システム導入の実績

(ク) 見積額

下記分類により見積金額を積算内訳とともに示すこと。

また、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで5年間のランニング経費についても記載すること。

- ・基本プログラム経費
- ・データ移行に係る経費
- ・研修にかかる経費
- ・その他経費

(5) 技術提案書の提出

- ア 技術提案書は1者1提案とする。
- イ 技術提案書の提出部数は、8部(正本1部、副本6部、複製用原稿1部)とする。
なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。
- ウ 提出の際に、岡本台病院院長宛の見積書の正本1部を提出すること。
なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、技術提案書の見積額と整合させること。
- エ 提出期限
令和3(2021)年5月10日(月) 17時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- オ 提出場所
上記(3)ウのとおり
- カ 提出方法
持参(平日の9時~17時まで)又は郵送(書留郵便に限る)
※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

3 審査方法等

(1) 審査基準

別紙「岡本台病院人事給与システム導入業務審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書及び見積書について、プレゼンテーション(又はヒアリング)を実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 審査方法

技術提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査基準に基づいて、プロポーザル選定委員が採点し評価を行う。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(3)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。
- ウ ア、イに関わらず、各選定委員による評価の総合点の平均点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 実施要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が1(5)の上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

4 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ(産業・しごと一入札・公売)に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点および選定理由

(2) (1)以外の参加者の数およびそれぞれの総合点

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

5 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定されたものと岡本台病院との間で、契約内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。

また、岡本台病院が必要と認める場合、本業務の受託者と令和4(2022)年度以降に係る保守業務について、随意契約をする場合がある。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

6 その他

(1) 技術提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出もしくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 技術提案書は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 岡本台病院は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 技術提案書等の作成及び提出にかかる費用等、プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。

カ 参加者は、技術提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 技術提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された技術提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(2) 仕様書の目的外使用の禁止

岡本台病院人事給与システム導入業務仕様書及びこれに付属する書類は、県の許可なしに第三者に閲覧させるなど、参加表明書及び技術審査書の作成以外に使用してはならない。

(3) 栃木県情報セキュリティ対策基準の遵守

業務の実施に当たっては、県の定める「栃木県情報セキュリティ対策基準」を遵守する必要がある。契約時に業務に関する範囲に限定して提示する。

(4) その他

本手続における技術提案書の選定及びその他の手続きにおいて、政府調達に関する協定の

規定に反する形で調達が行われたと判断する提出者は、「栃木県政府調達苦情検討委員会」に対して苦情を申し立てることができる。